

熊本県訪問看護ステーションサポートセンターからの連絡事項など

《相談が多かった事項及び間違いやすい事項、注意事項など》

- 指定難病医療機関の届出をしていないことを知らずに公費の請求をしていたため、1年分の返戻をすることになったケースがあった。管理者の変更等で、届出の確認をしないまま算定していることもあるので注意の事。その他にも必要な届出について、再度確認して下さい。
- 緊急時の電話の対応は、看護師又は保健師が行うとなっており、理学療法士等是对応できない。看護師又は保健師が電話を受け状況を判断し、実際の訪問には理学療法士や准看護師が行う事はできる。
- （医療）複数名訪問看護の解釈について（複数名訪問看護加算の対象要件を満たしている場合に限る）
看護師と看護師で複数名訪問した日に、複数回訪問する時に、看護師とその他職員で複数名訪問看護を算定することはできるか。
→できない。看護師とその他職員で複数回訪問し算定できるのは、1日を通して看護師とその他職員で訪問した場合に限る。
- 障がい者施設等への個別の訪問看護は、施設側の体制により違うので事前に確認して下さい。
 - ・指定障がい者支援施設（生活介護を行う施設に限る）の入所者への医療保険の訪問看護はできない。
 - ・障がい者グループホームが医療連携体制加算（Ⅰ～Ⅶ）を算定している場合
→医療連携体制加算Ⅶを算定している場合のみ、個別の訪問看護の算定ができる。
- 新型コロナ感染者への訪問に関するもの
 - ・対応や算定等の詳細は、厚労省の通知文や日本訪問看護財団H.P掲載の「新型コロナウイルス感染症自宅療養者への訪問看護師による対応マニュアル」を各自確認してください。
 - ・感染者への訪問及び算定の注意点について
→自宅・宿泊療養期間（感染症法に基づき、宿泊施設、居宅又はこれに相当する場所から外出しない事を求められている期間）中の医療保険の訪問看護の自己負担額は全て公費となる。特指示期間中でも療養期間解除後は、本人負担が生じます。
医療保険でないと公費や長時間加算の加算等はないので、注意してください。
但し、R5年度に感染症法が見直されれば、公費の考え方も変わる可能性があります。
 - ・介護保険の実地指導（2022年度に運営指導に名称変更）や監査に関する準備資料は、厚労省HPにある介護保険施設等運営指導マニュアル（R4.3.31付・老発0331第7号老健局長通知）を参照して下さい。

◎管理者の皆様へ

- ・訪問看護ステーションサポートセンターのホームページの活用もよろしくお願いします。
「お知らせ」の欄には、研修の案内やタイムリーな情報などを掲載しています。
「利用料概算」は、訪問看護費の概算が知りたい時などにご利用ください。
- ・R3年度に訪問看護におけるPPEを主とした感染管理のDVDを作成し、県内の訪問看護ステーションに配布し（県下261カ所）、訪問看護サポートセンターのH.Pにも掲載しています。
勉強会などにご活用下さい。

※R5年度からのサポートセンターの体制については、改めてお知らせします

訪問看護ステーションサポートセンター

TEL : 096-285-8514 FAX : 096-285-8524

相談員 市原・木下